

## 交通安全協会だより（令和3年7月号）

### ～一時停止しなければならない場所や場合～

道路交通法では、交通事故を防止するため車が一時停止しなければならない場所や場合が定められています。

昨年発生した交通事故の違反別では、脇見運転などの前方不注視が659件と最も多く、続いて優先通行妨害176件、一時不停止174件となっており、交差点における一時不停止違反に起因した交通事故の多いことが認められます。

#### 一時停止しなければならない場所

##### ◎踏切

踏切を通過しようとする時、踏切の直前（停止線の直前）で一時停止し安全確認した後でなければ進行できません。

しかし、信号機のある踏切で青色に従う場合は進行できますが、安全確認は必ず行う必要があります。

##### ◎道路標識等で一時停止すべきことが指定された交差点

道路標識等により、一時停止すべきことが指定された交差点では、その交差点の直前、停止線が設けられている場合は、停止線の直前で一時停止しなければなりません。

#### 一時停止しなければならない場合

##### ◎歩道等を横切る場合

駐車場など道路に面した場所に入出入りするために、歩道や路側帯を横切る場合は、その直前で一時停止しなければなりません。

##### ◎横断歩道等に横断歩行者等がいる場合

横断歩道等（横断歩道又は自転車横断帯）において、歩行者や自転車が横断、横断しようとする場合は、横断歩道等（停止線）の直前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げてはなりません。

##### ◎緊急自動車が接近する場合

交差点やその付近で緊急自動車が接近してきた場合は、交差点を避け、道路の左側に沿って、一時停止しなければなりません。

### ～交通マナーアップ推進月間県民運動の実施～ (運転中の携帯電話等使用撲滅月間)

#### 1 期 間

##### ◎交通マナーアップ推進月間県民運動

令和3年7月1日（木）から8月31日（火）までの2ヶ月間

##### ◎運転中の携帯電話等使用撲滅月間

令和3年8月1日（日）から8月31日（火）までの1ヶ月間

#### 2 運動の重点

県民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上

～ 交通事故防止に向けたマナーアップの推進 ～